

第483回（定例）福崎町議会会議録

平成31年3月26日（火）

午前9時30分 開 会

1. 平成31年3月26日、第483回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 12名

1番	松岡秀人	8番	山口純
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員 1名

2番 柴田幹夫

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	上下水道事業管理者	近藤博之
技 監	吉栖雅人	会 計 管 理 者	小幡伸一
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永 聡
上 下 水 道 課 長	成田邦造	学 校 教 育 課 長	岩木秀人
社 会 教 育 課 長	大塚久典		

1. 議事日程

第 1 総括質疑  
第 2 委員長報告・質疑  
第 3 開会中の所管事務調査報告  
第 4 討論・採決  
追加日程 追加議案の上程、討論・採決  
第 5 議員派遣  
第 6 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑  
第 2 委員長報告・質疑  
第 3 開会中の所管事務調査報告  
第 4 討論・採決  
追加日程 追加議案の上程、討論・採決

第 5 議員派遣

第 6 閉会中の所管事務調査申出

## 1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しております。  
なお、本日の会議に柴田議員から欠席届が出ておりますので、報告しておきます。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。  
それでは、総括質疑に入ります。  
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数などをお示しの上、  
質疑していただきますようお願いいたします。  
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

### 日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。  
3月6日の本会議2日目において、議案25件がそれぞれの委員会に付託され、  
慎重審議がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。  
各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑  
を受けてまいります。  
まず、予算審査特別委員長の報告を求めます。  
事務局に審査報告書を朗読させます。  
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。  
予算審査特別委員会、小林委員長。

小林予算審査 おはようございます。

特別委員長 予算審査特別委員会の審査の補足報告をさせていただきます。

本定例会第2日目に設置されました予算審査特別委員会は、委員長に私、小林  
博、副委員長に河嶋重一郎議員が選出されました。

付託された議案第18号を初め8議案について、3月7日から3日間委員会を  
開催し、慎重に審査しました。

一般会計予算82億8,000万円を含め予算総額は約150億6,000万  
円であります。審査の経過及び結果については、報告書のとおりでございます。  
いくつかの点について、補足いたします。

議案第18号、一般会計についてであります。

歳入では、10月からの消費税引き上げに伴う影響の一つ、幼児教育無償化に

ついて地方特例交付金、子ども子育て支援交付金などで賄われるとのことであり  
ます。

新設された森林環境譲与税の使い道は、本年は調査と基金積み立てですが、今  
後、山林の多面的機能を考えた施策が望まれます。例えば、森林大学で学ぶ生  
徒への補助金などの提案もありました。

歳出に入ってまいりまして、総務費では、職員のストレスチェックに関し、  
「重症にならない体制の検討が必要では」との意見がありました。

戸籍住民基本台帳費のコンビニ交付については、目に見える利用は期待薄のよ  
うですが、福崎町も足並みをそろえていく必要があると思われま

す。巡回バスは10月からさらに充実させる予算ですが、利用しやすい、あるいは  
理解しやすい工夫が求められます。

30回目を迎える自然歩道を歩こう大会は、1,600人を予定しております。  
盛会を期待いたします。

ごみ処理は、くれさかは大きな修理予定はありませんが、次期ごみ処理施設建  
設に向けての予算分となっております。

農業振興費では、「女性が活躍できる方向性を強めてほしい」との意見があり  
ました。

林業振興費では、「春日山への対応は途切らせないように」との声があります。

また、商工業振興費では、指定管理料の質疑がありました。当年度は年度途中  
から必要な月数の計算であります。プレミアム商品券については、3,200  
名程度が予定されております。

消費生活に係る弁護士費用ですが、「専門性から町の顧問弁護士ではないところ  
を予定している」とのことです。

ブロック塀撤去の補助については、「予算組みはされておりませんが、県で継  
続の方針が示されたので、町ではその実施方についての検討を行っていく」と  
のことです。

常備消防費については、「中播消防署の人員や装備、負担のあり方についての  
検討が必要である」との問題提起がありました。

教育費では、「扶助費は実体に即した取り組みを進めている」とのことであり  
ます。給食調理業務の業者委託については、「委託後の調査を進め、安全でお  
いしいと喜ばれるように進めてほしい」との立場からの質疑がありました。

国民健康保険事業特別会計では、「ジェネリック医薬品や町ぐるみ健診の推  
進」についての質疑がありました。

公共下水道事業会計につきましては、接続数の向上や、川すそ川など雨水排水  
幹線工事の促進が求められております。

工業団地造成事業会計では、資金は民間資金で、売却収益で返済する方式であ  
ること、東部工業団地の2社より希望があるとのことでありま

す。以上、新規事業など、予算執行の中で留意してほしいところを申し上げました。

なお、月見橋、文化センター、エルデホール、福崎小学校北校舎、カスベ池、  
工業団地造成事業予定地の現場調査を行いました。

委員会は、8議案とも全員賛成で可決したことを申し述べ、報告といたします。  
以上です。

議 長 予算審査特別委員長からの説明が終わりました。  
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いた

します。

次に、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、木村委員長。

木村総務文教 総務文教常任委員会より報告いたします。

常 任 委 員 長 当委員会に付託されました議案は5件であります。委員会は、3月13日に開会し、委員全員出席のもと慎重審議の上、審査した結果、5件ともに全員賛成でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑は、議案第11号、福崎町第5次総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定について、委員から、「町の取り組み、電子自治体の推進の中でマイナンバーカードの普及促進を図るとあるが、マイナンバーカードをつくられてる方が少ない中で、どのように促進をするのか」との質疑がありました。理事者から、「現在、住民生活課において、休日に取得できるように開庁日を設定している。休日開庁により多くの方が来られており、住基人口に占める申請件数の割合が県下で最低のランクから31位まで上がっている。コンビニ交付についてもマイナンバーカードを持っていなければ利用できないという面もあるので、取得を促し、啓発に努める」との回答でした。

また、議案第12号、平成30年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、委員から「給食運営費の公有財産購入費で2,355万円の増額補正が計上されているが、なぜ、今、買収されるのか」との質疑に対し、理事者から「給食センターの用地については、借地の部分が半分以上あり、毎年交渉させていただいていました。ただ、近年の土地のあり方、土地の価格の変動などがあり、昨年12月に長目区の区長様初め役員様から買収に応じていこうとのことから、1月の総会に諮っていただき、今回の補正予算に計上となった」との説明を受けました。

当委員会に付託されました議案第2号、第9号、第10号、第11号、第12号、5議案ともにいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましても慎重にご審議賜り、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、民生まちづくり常任委員会審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から報告をさせていただきます。

常 任 委 員 長 3月6日の本会議において、民生まちづくり常任委員会に付託を受けました議案審査について、審査の結果は事務局朗読のとおりですが、若干の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第3号、福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員から「土日の開館時間、祝日の場合の対応はどうなるか」の質疑に対し、「土曜日の開館時間も平日と同じく午前8時30分から午

後5時15分までです。祝日であった場合は、閉館となります」との答弁がありました。

次に、議案第4号、福崎町森林環境譲与税基金条例の制定について、譲与金の算定方法、福崎町内の林業従事者数、基金の使い方などの質疑がありました。

議案第5号から議案第15号までについては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第16号、平成30年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号）については、委員から、増額になった弁護士費用の計算基礎、今後の見通しなどについての質疑がありました。

議案第17号及び議案第26号については、特に質疑はありませんでした。

請願1号については、請願人が委員会に出席し意見陳述を行い、その後、質疑応答を行いました。

各議案に対して、慎重に審査した結果、議案第3号から議案第26号までについては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと、請願第1号については、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上、民生まちづくり常任委員会からの審査報告とさせていただきます。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結します。

### 日程第3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり常任委員長 民生まちづくり常任委員会から、議会開会中に行いました所管事務調査について報告をさせていただきます。

委員会は3月15日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、特に補足すべき事項について、説明をさせていただきます。

3月15日の委員会ですが、公害防止協定に基づく2件の協議事項について、全員賛成で許可することに決定しました。

なお、株式会社トッパンパッケージプロダクツからの公害防止協定に基づく協議について、委員から「今回設置される倉庫の安全基準について、今後、同社の消防署との協議結果についても確認しておいてもらいたい」との意見がありました。

次に、健康福祉課から、風疹追加的対策実施方法についての報告がありました。予防接種法施行令の改正に伴い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性が風疹の定期予防接種の対象者に追加されたとのことです。平成31年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象としてクーポン券を作成し、福崎町に住民登録されている対象者に個別勧奨を行うとのことです。なお、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性の方に対しては、現時点での国からの対応が示されていないとのことです。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議長 議会運営委員会、河嶋委員長。

河嶋議会運営委員長 議会運営委員会から、開会中の所管事務調査について報告させていただきます。

委員会は3月14日に開催いたしました。内容は、報告書に記載のとおりですが、第483回3月定例会における追加議案について協議いたしました。

今議会に提案されております福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が可決されること、これまでの水道事業、工業用水道事業及び下水道事業に工業団地造成事業を加えて公営企業となるため、福崎町議会委員会条例における常任委員会の所管事項の改正が必要となることから、条例の一部改正を議会運営委員会から提案することを確認いたしました。

なお、追加議案は、本会議最終日に上程し、委員会付託を省略して即決とすることをあわせて確認いたしました。

以上、議会運営委員会の開会中の所管事務調査報告とさせていただきます。

議 長 福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 3月議会開会中の福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告をさせていただきます。

対策特別委員長 委員会は3月15日に会議を開催し、福崎駅周辺整備室の報告を聞き、駅前及び辻川の現地視察、質疑と意見交換をいたしました。

要点は報告書に記載のとおりでございますが、若干の補足をいたします。

事業の進捗状況についてであります。用地取得状況では、福崎駅田原線の残りは2筆であります。

工事及び業務委託進捗状況についても、資料により報告を受け、現地で説明を聞きました。

交通広場は、「雨水排水の状況に今後とも注意していただきたい」との意見がありました。

福崎駅前交通広場は4月1日午前5時より供用を開始します。なお、同日11時15分より開通式を開催予定とのことでもあります。

辻川界限線は3月18日午前10時より供用開始とのことでもあります。

観光交流センターには、「愛称をつけていきたい」とのことであり、委員会としても了承のことでもあります。

以上であります。

議 長 ごみ処理計画検討特別委員会、前川委員長。

前川ごみ処理計画 ごみ処理計画検討特別委員会から議会開会中に行われました所管事務調査報告  
検討特別委員長 について報告をさせていただきます。

委員会は3月15日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、特に補足すべき事項について説明をさせていただきます。

3月15日の委員会では、神崎郡次期ごみ処理計画検討委員会について及び神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会について報告がありました。建設用地は福崎町2カ所、市川町2カ所、神河町1カ所、合計5カ所の候補地から選定が行われます。選定方法は、候補地の現況に関する視点、財政に関する視点、周辺環境に関する視点をそれぞれ点数化して選定されております。なお、3月25日に開催される用地選定委員会にて答申が決定される予定であります。

次期ごみ処理計画の今後の推進体制については、中播北部行政事務組合内に準備室を設置し、神崎郡3町の職員を配置して計画を推進していくとのことです。福崎町からは1名が派遣される予定であるとのことです。

以上で、ごみ処理計画検討委員会からの報告を終わります。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

#### 日程第4 討論・採決

- 議 長 日程第4は、討論・採決であります。  
それでは、議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありますか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次、議案第3号、福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありますか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第3号、福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第4号、福崎町森林環境譲与税基金条例の制定についての討論を行います。討論はありますか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第4号、福崎町森林環境譲与税基金条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次、議案第5号、県民ふれあい広場維持管理基金条例を廃止する条例についての討論を行います。討論はありますか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第5号、県民ふれあい広場維持管理基金条例を廃止する条例について、本

案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第6号、福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号、福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第7号、福崎町公営企業管理者の設置のための関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号、福崎町公営企業管理者の設置のための関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第8号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第9号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第9号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次、議案第10号、福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第10号、福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次、議案第11号、福崎町第5次総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第11号、福崎町第5次総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第12号、平成30年度福崎町一般会計補正予算(第3号)についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第12号、平成30年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第13号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第13号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次、議案第14号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第14号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第15号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第15号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次、議案第16号、平成30年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第16号、平成30年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次、議案第17号、平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第17号、平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次、議案第18号、平成31年度福崎町一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第18号、平成31年度福崎町一般会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次、議案第19号、平成31年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第19号、平成31年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第20号、平成31年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第20号、平成31年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

す。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第21号、平成31年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号、平成31年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決することです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第22号、平成31年度福崎町水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号、平成31年度福崎町水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第23号、平成31年度福崎町工業用水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号、平成31年度福崎町工業用水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第24号、平成31年度福崎町下水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号、平成31年度福崎町下水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決することであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第25号、平成31年度福崎町工業団地造成事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号、平成31年度福崎町工業団地造成事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決することであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第26号、福崎町道路線の廃止及び認定についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号、福崎町道路線の廃止及び認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、請願第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書についての討論を行います。討論はありませんか。

それでは、まず、原案に対する反対の発言を許可します。

3 番 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書につきまして、反対討論を述べさせていただきます。

本請願は、すぐに最低賃金を1,000円に引き上げることとしています。すぐにとは、時間を置かず直ちにという意味合いとなります。すぐに最低賃金を1,000円とすることは、経済成長率をはるかに上回る賃上げとなるとともに、過去5年間で最低賃金が15%上昇している環境のもと、中小企業が新たに賃金引上げ原資確保策を講ずる効果が発現する時間も十分に与えず、また、財務的体力及び変化する労働市場に対応しようとする機会などを奪うことにもなり、中小企業の多くが内部留保に乏しい現況の中、経営に行き詰まる企業が増加し、労働者が雇用を失うことに結びつきかねません。10月の消費税10%により、可処分所得が目減りが見込まれるとのことですが、賃金アップを望む国民が多い状況です。

しかし、最低賃金1,000円については、すぐにではなく、政府や中小企業自身による施策の効果発現の状況などを見詰めつつ、多面的な社会情勢及び我

が国と世界の経済情勢などを勘案しながら実施すべきです。

次に、反対討論とする事由を6点申し述べます。

まず、1つ目であります。近年における最低賃金の引き上げ状況と最低賃金1,000円の持つ概観的な影響であります。兵庫県におけます最低賃金は871円で、5年前の761円から110円、15%上昇しています。これをさらに15%引き上げ、1,000円とする場合では、極めて短い期間で合計31%の引き上げとなります。現行の871円を1,000円に引き上げると仮定した場合、年間休日115日、年間賞与4カ月の企業においては、最低賃金適用のフルタイム正規雇用者1人当たりでは、賃金で年間約35万5,000円、社会保険料では年間約4万5,000円増加し、合計で雇用者側が負担する労務費は年間約40万円上昇します。5年前と比較しますと、社会保険料を含み、既に35万円上昇しており、都合75万円を引き上げるとの要求であり、すぐに最低賃金を1,000円とすることは、中小企業の経営を困難に至らしめる可能性が高いこと、その上、退職金制度において退職時の賃金連動型の場合には、退職金負担額も上昇すること。

2つ目にまいります。賃金カーブへの影響と従業員の労働意欲への影響についてであります。賃金カーブとは、縦軸を賃金、横軸を年齢、もしくは勤続年数としたグラフに表示される緩やかな曲線をいいます。神崎郡の中小企業における平均的な高卒初任給は企業の年間休日数により変化しますが、最低賃金871円では月額14万6,000円前後です。神崎郡内の中小企業では、この5年間に最低賃金が15%上昇したことで、賃金カーブを既に引き上げている企業があります。その場合に、全ての年齢層を引き上げる昇給原資を確保できないことから、18歳から30歳程度までの年齢層のみ賃金カーブを引き上げていますが、この場合、18歳に近いほど賃上げ金額は多く、30歳に近いほど少なくしているため、低年齢層と30歳前後の層の賃金差が縮小するため、30歳前後の年齢層の労働意欲が低下する影響を生じさせます。

次に、最低賃金が871円から1,000円となりますと、高卒初任給が月額16万8,000円程度となり、月額2万2,000円程度上昇します。1,000円へと一気に多額の引き上げとなることで、企業体力にもよりますが、18歳から30歳程度ではなく、緩やかとなるものの、45歳程度までの賃金カーブを上方に移行させることになり、賃金引上げ従業員数が拡大する分、多くの昇給原資を必要とします。この場合も当然ながら、18歳に近いほど賃上げ額は多く、45歳に近いほど少なくなります。体力のない企業ほど年齢の低い層にしか賃金カーブを引き上げることができないため、18歳と45歳、特に18歳から30歳程度までの賃金差が一層小さい状況となります。言いかえますと、高卒新入社員は入社翌年以降、毎年の昇給額が低いものとなり、若年層の労働意欲が低下することとなります。

3つ目といたしまして、総労務費への影響であります。仮定ではありますが、従業員数が20名の企業の場合で、60歳の基本的給与を35万円とし、従業員の年齢層が平均的に分布する場合において、企業の賃金カーブにもよりますが、労務費が年間240万円程度増加します。従業員数850名あるいは900名程度の企業では、業種や非正規雇用従業員の人数比率にもよりますが、年間8,000万円から9,000万円程度の労務費が上昇し、経営に与える影響が極めて大きくなる可能性があります。

4点目です。労働市場に与える影響についてであります。フルタイムでない非正規雇用従業員の場合の年収で所得税及び社会保険料負担となる年収103万

円と106万円の問題があります。主婦パート労働者の場合が多いのですが、この年収に近づくと社会保険料などの負担が生ずるため、労働者みずからが出勤しなくなる問題があります。労働者側は、1,000円となりますと労働時間が13%短く済む図式となります。この分、雇用者側はこれまでより多くの労働者数を確保する必要がある上に、当地方特有の問題が雇用者側の採用難を重度化させます。それは、本町及び周辺人口の規模や労働ニーズと比較し、集積する事業所が多いことで雇用ニーズのほうが大きいことから、以前からもフルタイムでない非正規雇用従業員の採用が容易でない状況にありました。これまでの毎年の最低賃金引き上げにより、採用環境が一層難化しています。その上、最低賃金1,000円により採用環境が極めて悪化することで、労働者数を15%多く確保するための多大なコストと時間が必要となります。フルタイムでない非正規雇用従業員を多く雇用している事業所やその従業員比率が高いスーパーマーケットなどにおいて、必要労働者数を確保できにくい環境が急激に深まることに伴い、店舗におけるセルフレジなどの省人化機器の導入が進み、働く場が失われる場合が加速すること、そういった労働市場において極めて大きな問題が生ずる可能性があることです。

5点目でございます。公的支援と企業の自助努力における効果発現の多くが、遅効的であることについてであります。請願にあります社会保険料の企業負担減免の実現は容易ではありませんが、時給1,000円により上昇する1人当たりの雇用者側が負担する社会保険料、年額4万5,000円のうち、仮に国により中小企業負担増加分の何割かまでの減免策が実施されたと仮定しても、残り賃金部分であります賃金の増加部分3万5,000円の出資確保策が必要です。これにも国などによる中小企業支援策や企業による自助努力を行ってもその多くは効果の発現に時間を要します。また、国・地方自治体の財政難もあり、昇給原資を増加させる対策を講ずるためのコストの大半は、中小企業みずからが負担することとなります。多くの中小企業は、経営資源や体力に乏しく、これまで5年間の最低賃金15%引き上げに伴う原資確保のため、対応可能な施策の多くを講じており、これまで以上に新たな諸施策を立案・実施し、すぐに昇給原資を生み出すことは極めて困難で、瀬戸際にある中小企業を追い詰めることとなり、雇用の確保に影響が及びかねないことでもあります。

最後に6点目、海外情勢への影響についてであります。大手企業の今年の春闘では、中国経済の減速を敏感に感じ取りベースアップは前年比ダウンとなっています。その他、中小企業の一部には、既に中国経済減速の影響が生じており、今後の中小企業にとって厳しい事業運営が想定されること。以上の6点であります。

本請願につきまして、反対にご賛同いただきますようお願い申し上げます、反対討論とさせていただきます。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許可いたしたいと思っておりますけれども、ごさいすでしょうか。

1 1 番 請願に賛成の立場からの意見を述べさせていただきます。

厚生労働省の最低賃金制度に関する資料、最新のものだと思いますが、ここには最低賃金制度について以下のように述べられております。

最低賃金については、働き方改革実行計画において、年率3%程度を目途として名目GDP成長率に配慮をしつつ引き上げていく、これにより全国加重平均が1,000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引状況の改善を図

るとされています。厚生労働省では、このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等の支援を行っていますというふうに、まず第一番に述べられておるのであります。

今や、非正規雇用が全労働者の40%に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキングプアに陥っています。これは、婚姻率・出生率の低下にもつながり、社会問題でもあります。時給1,000円を目指すことを明らかにし、2020年、すなわち来年を目標にする政労使合意もごぞいます。このためには、中小企業への援助も必要とされております。

基本的人権と健康な社会の維持発展のためにも、本請願は採択の必要があるというふうに思います。議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

請願第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は採択するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、請願第1号については、採択とすることに決定しました。

途中でごぞいますけれども休憩をとらせていただきます。

再開は10時55分といたします。よろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前10時38分

再開 午前10時52分

◇

議 長 それでは、再開したいと思います。

追加日程 追加議案の上程、討論、採決

議 長 この際、お諮りいたします。

議事日程の追加でごぞいます。

先日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、先ほど、可決されました議案第6号及び議案第7号に関連して、発議第3号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、請願第1号に関連して、意見書案第1号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ごぞいませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、発議第3号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について及び意見書案第1号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 10 時 55 分

◇

議 長 発議第 3 号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、詳細なる説明を議会運営委員会、河嶋委員長に求めます。

河嶋議会運営委員長 発議第 3 号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、提案いたしますのは、今議会において福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が可決され、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業に工業団地造成事業を加えて公営企業とすることとなったため、委員会条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、委員会条例の第 2 条第 2 号、民生まちづくり常任委員会の所管事項のうち、上下水道課の所管に関する事項を公営企業に関する事項に改め、同じく第 19 条において教育長の次に公営企業の管理者の文言を追加するものです。

なお、この条例は、本日可決されました福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例とあわせて平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、発議第 3 号の提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、ご理解を賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、意見書案第 1 号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、詳細なる説明を民生まちづくり常任委員会、前川委員長に求めます。

前川民生まちづくり常任委員長 意見書案第 1 号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案いたしましたのは、今議会において採択されました請願第 1 号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める請願を受け、意見書を提出しようとするものです。

その内容は、意見書案にお示ししておりますとおり最低賃金を 1,000 円に引き上げ、全国一律最低賃金の確立と地域間格差の解消を図る施策、中小企業に対する支援策の拡充を求めるものであります。

以上で、意見書案第 1 号の提案説明とさせていただきます。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

発議第 3 号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、意見書案第 1 号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま上程中の議案につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、

委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、本会議において即決することに決定いたしました。  
それでは、発議第3号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
発議第3号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、発議第3号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、意見書案第1号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
意見書案第1号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。  
よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第5 議員派遣

議 長 次の日程は、議員の派遣であります。  
お諮りいたします。  
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議員派遣の件につきましては、配付しております資料のとおり派遣することに決定しました。

#### 日程第6 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。  
各委員長からそれぞれの所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。

それぞれ申し出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定しました。

以上で、第483回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

よって、本定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第483回福崎町議会定例会を閉会することに決定しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会は3月4日に招集され、本日までの23日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、まことにありがとうございました。

平成31年度当初予算を初め、本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論をいただきました。また、議事の運営につきましても格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆様方には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見・要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されるよう強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第483回議会定例会閉会に当たりまして、お礼を含め、一言ご挨拶を申し上げます。

議長も申されましたように、3月4日から始まりました本議会、26日間、本日まで大変ありがとうございました。

先ほどは、さきにご承認をいただいております議案4件とともに議案26件、合計30件のご承認を賜り、まことにありがとうございます。

暖かった春も、このまま春を迎えるのではと置いていたところでありましたですけれども、議会開会の日から寒くなり、やはり三寒四温を繰り返しながら春を迎えるものなのだということに再認識をしたところでもあります。

住民の安全・安心を公約に入れてしばらくの間は交通安全が守られていたのですが、本年に入り1月及び3月に交通事故死がありました。本年は、地方選挙により春の全国交通安全運動が5月に延期されますが、これら等にかかわらず、運転免許の一定の割合で、これら等返上、またはこれら等を有することになることに対しまして、交通困難者に対する取り組みもより一層急がなければならないというように思っているところでもあります。

ご承認をいただいた議案の中には、第5次総合計画基本構想の一部改正及び基本計画、5カ年計画でありますけれども、これら等によって町政運営を凶らなければならないという形になりました。今回から含めます議案等々には、それら等が入っているわけでありまして、繰り越し事業を含め、実施するのは大変な努力が必要であろうというように私自身も思っているところでもあります。

子ども子育て事業を初め、多くの事業が国会等々でも論議され、それぞれの党の中におきます分野につきましては、地方選挙の中にこういったような事柄が公約に含まれてくるのではないのかといったような形が見えてくるわけでございます。

今後は、私を含め、副町長以下、特別職、一般職、より一層の研さんに励まなければならないと思っておるところであります。今後におきましても、より一層のご提言をいただければ幸いです。

4月に入りましても寒い日が続くと思います。健康に気をつけられ、議員活動を行われることをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして、閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成31年4月

福崎町議会議長 高 井 國 年

福崎町議会議員 河 嶋 重 一 郎

福崎町議会議員 山 口 純